道路占用許可申請書

号 更変 土第 新 更 年 月 日

> 下 第 号

尾張旭市道路管理者

年 令和 月 日

尾張旭市長 柴 田 浩 殿

〒488-8666

住 所尾張旭市東大道町原田2600-1

氏 名尾張旭市長 柴 田

(担当者 下水道課 TEL 内線571)

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用の目的	汚水取付管埋設のため											
占用の場所	路	線名	市道	Ì	号線			車道・歩道・その他				
	場所	尾張旭市	†		町			地先				
占用の物件	名			称		規模		数			量	
		取作	计管		VUφ ()			()ヶ所(. m)				
占用の期間	許 ⁷ 令和	可後着手 年	月	より 日まで	間	占用物件 の 構 造		硬質塩化ビニル管				
工事の期間	許 ⁷ 令和	可後着手 年	月	より 日まで	60日間	工事実施 の 方 法		開	削	エ	法	
道 路 の 復旧方法		原	形	復	旧	添付書類		位	置	図	他	
	指定工事店					Tel		担当				
備考	・舗装復旧については、事前に他の工事関係者と調整いたします。											
	• 愛	・愛知県建設部の「道路占用工事の実施に関する基準」に基づき実施します。										

道 用 書 口

土第 号

令和 年 月 日

殿 尾張旭市長 柴 田 浩

尾張旭市道路管理者

尾張旭市長 柴 田 浩

上記の許可申請について、下記の条件を附して許可します。

記

1 許可の期間 許可後着手 より 令和 年 月 日 まで

2 占用料 尾張旭市道路占用条例第2条2項により免除

3 許可条件

- ・占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合には、 占用者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。
- ・市長は、管理上必要と認める事項を命じ、又はこの条件を変更し、もしくは追加することがある。
- ・市長が、業務の必要上施設の移転または撤去を命じた場合は、申請者はこれに応じなければなられ い。その費用については、申請者の負担とする。
- ・工事中は、歩行者等に十分に注意し施工すること。
- ・交通誘導員を適切に配置し、交通安全に努めること。 ・付近住民等地域の関係者に、工事の時期内容を事前に周知すること。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月 以内に市長に対して審査請求することができます。

